

第11次清里町交通安全計画 策定概要

策定概要

第11次清里町交通安全計画（案）の作成にあたっては、過去の交通事故の状況分析と交通安全関係者・関係機関との情報共有を実施し、清里町における交通安全に対する課題と、その対策の方向性を明らかにして整理しました。

第1章 清里町交通安全計画について

- ・根拠 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条
- ・期間 令和3年度～令和7年度の5年間
- ・基本理念 【交通事故のない社会をめざして】
【人優先の交通安全思想】
【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

第2章 交通事故の現状と今後の目標について

- ・事故の現状
道路交通事故の発生件数は近年横ばい。ただし第10次計画期間内においても死亡交通事故が発生。
- ・今後の交通安全を考える視点
清里町での生活に自動車は不可欠。観光と輸送繁忙期の過密。冬期間は積雪寒冷。これらの状況をふまえ、安全・安心を確保した人優先の道路交通環境の整備充実、子どもから高齢者までの段階的な交通安全教育・指導の推進などの交通安全対策を総合的に実施する。

第3章 講じようとする施策について

- ・道路交通における環境整備
- ・交通安全思想の普及徹底
- ・安全運転と車両の安全性の確保
- ・道路交通秩序の維持
- ・救急・救助活動の充実
- ・被害者支援の充実と推進
- ・踏切道における交通の安全

第4章 計画の推進体制について

- ・計画の推進体制
- ・交通安全運動実施計画
- ・交通安全に関する情報の共有化